

史料一

■ 『政所賦銘引付』まんじょくほりめいひきつけ 文明十六年ぶんめい（一四八四）五月十二日条

『室町幕府引付史料集成』所収

【釈文】

一、同前 小田図書助知憲 （文明十六年） 一―五 十三 高修
知行分越中国婦負郡内下条地頭職半分事、就替銭之儀、商人坂本背戸在家越中屋次郎男仁、あつけ置候処、不遂算用之間、雖催促之、令無沙汰、剩不令知領主、代官職事契約守護方輩云々、被召上彼男、可預御糺明之由申之、

【読み下し】

一つ、同前（諏訪信濃守）
小田図書助知憲、（文明十六年）五月十三日、高修
知行分越中国婦負郡のうち下条地頭職半分の事、替え銭の儀につき、商人坂本背戸在家越中屋次郎男に預け置き候ところ、算用を遂げざるの間、これを催促すといえども無沙汰せしめ、あまつさえ領主に知らしめず、代官職の事、守護方の輩と契約すと云々、かの男を召し上げられ、御糺明に預かるべきの由これを申す、

【現代語訳】

小田図書助知憲が越中国婦負郡下条（現 富山市婦中町下条）の百姓から地頭（土地の管理者）として毎年徴収できる税額の半分について。
（小田のもとに年貢としてもたらされた為替手形を）お金に交換してもらうことを（現 滋賀県大津市の）坂本の背戸に住んでいる商人越中屋次郎という男に任せていた。しかし、越中屋は手形を受け取ったにもかかわらず、一向に換金に応じなかつたので、何度も催促したが全く聞く耳を持たなかつた。ましてやささらに、領主である小田に黙って、代官として毎年税を徴収できる権利を、（地元越中国の）守護関係者に勝手に与えてしまったというのではないか。ともかくも、その越中屋次郎という男を（幕府政所の法廷に）呼びつけて、厳しく尋問するべきである。

【解説】

この『政所賦銘引付』は、室町幕府の政所（現在でいう役所）へ訴えられてきた文書を集めたものである。文明十六年（一四八四）、応仁・文明の乱が終わってまもなく、現在の富山市婦中町下条をめぐって裁判が起きた。ここで訴えているのは小田知憲という京都に住む武士で、室町幕府の奉公衆（將軍の親衛隊）であり、幕府を頼って裁判を起こしたのである。「高修」なる人物が取り次いで、幕府役人である諏訪信濃守がこの裁判を担当することになった。

小田に訴えられたのは越中屋次郎という京都からほどかい坂本の商人である。本店は坂本に構えているが、支店を越中国に持っていることから「越中屋」という屋号を名乗っていたのだろう。訴えによると、越中屋は小田の領地である下条の年貢の換金に応じないばかりか、下条から年貢を取る権利を小田の了解もなく勝手に他人へ売り渡してしまったようである。

おそらく、京都での生活費に困った小田は、自分の持っている土地の権利を担保にして、越中屋からたくさんのお金を借入していたのであろう。ところが小田は返金できずに、担保としていた下条の権利が質流れしてしまって、今回のような問題が起きたと想像される。

残念ながら、この裁判の行方は分からないが、次の史料『佐々木左衛門尉知行目録』によれば、天正十一年（一五八三）段階には、下条は佐々木左衛門尉の支配となつている。発掘された居館の堀が十六世紀頃までに埋没している、つまり廃絶していることを考え合わせると、小田の下条支配は、この史料のあと程なく終わり、別に拠点を持つ新たな支配者の手に委ねられたものと推測される。

「主要参考文献」

桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成』（近藤出版社、一九八〇年）

※ 以上の釈文・読み下し・現代語訳・解説は、富山市郷土博物館 萩原大輔
学芸員によります。